

長期使用製品安全点検制度の 登録率向上に向けた取組みについて

平成29年6月16日
経済産業省
商務流通保安グループ
製品安全課

1. 長期使用製品安全点検制度

- 経年劣化による製品事故を未然に防止するために、平成21年4月、長期使用製品安全点検制度が導入されたところ。
- 本制度は、経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し、当該製品については所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度。
- 製品の引き渡し時に立ち会う事業者（販売事業者、設置工事事業者、不動産会社、工務店等）には、製品に同梱されている所有者票の記載を購入者に促すことや、購入者に了解を得て代行記入することが求められている。

特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

- 特定保守製品の購入者は所有者情報を所有者票に記載してメーカーに送付する。

所有者票【裏】

この所有者はお客様へ控えとなりました。
取扱い説明書とともに大切に保管して下さい。

■所有者登録の方法

所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。

・所有者票(返信は不要)での登録
所有者票に所定事項をご記入のうえ、シシ目で切り取って返信して下さい。

・インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。

・インターネットでの登録(各社注意事項)
http://www.abc.co.jp/user/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。

・携帯電話での登録(各社注意事項)
携帯のQRコードもしくはhttp://www.abc.co.jp/user/で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。

・電話での登録(各社注意事項)
幹ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。
受付時間は平日09:00~17:00です。

■所有者登録頂いた情報は消法法 個人情報保護法及び当社規定により適切な安全管理のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。

■所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。

幹ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX
幹ABCホームページ http://www.abc.co.jp/

お客様控え所有者票

① 特定保守製品所有者情報

フリガナ			
※お名前			
法定点検通知を送付先住所	〒0000-0000	北海道	市 区 都 道 府 県
フリガナ・マンション名	部屋番号 号室		
電話番号	—	FAX番号	—
※法定点検等通知方法	☐ 郵送による通知のみ希望 ☐ E-mailによる通知のみ希望 ☐ 郵送と両方希望(各社注意事項) E-mailアドレス: @		
付随に製品ご使用の住所をご記入下さい。 上記住所と同一場合も記入不要です。この場合は左記口口にチェックを入れて下さい。			
※製品の所在場所	〒0000-0000	北海道	市 区 都 道 府 県
	フリガナ・マンション名 部屋番号 号室		

次の口口にご記入いただいた場合、点検通知はこちらの住所に送付いたします。

② 物件管理会社情報

法人名称	〒0000-0000 北海道		
所在地	市 区 都 道 府 県		
建物名称			
電話番号	—	FAX番号	—

表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? ☐ はい ☐ いいえ

1. 製品名 XX-XXXXXX

2. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町**

3. 製造年月 20XX年XX月

4. 製造番号 XXXX-XXXXXX

5. 設計標準使用期間 △△年

6. 点検期間 20XX年XX月~20XX年XX月

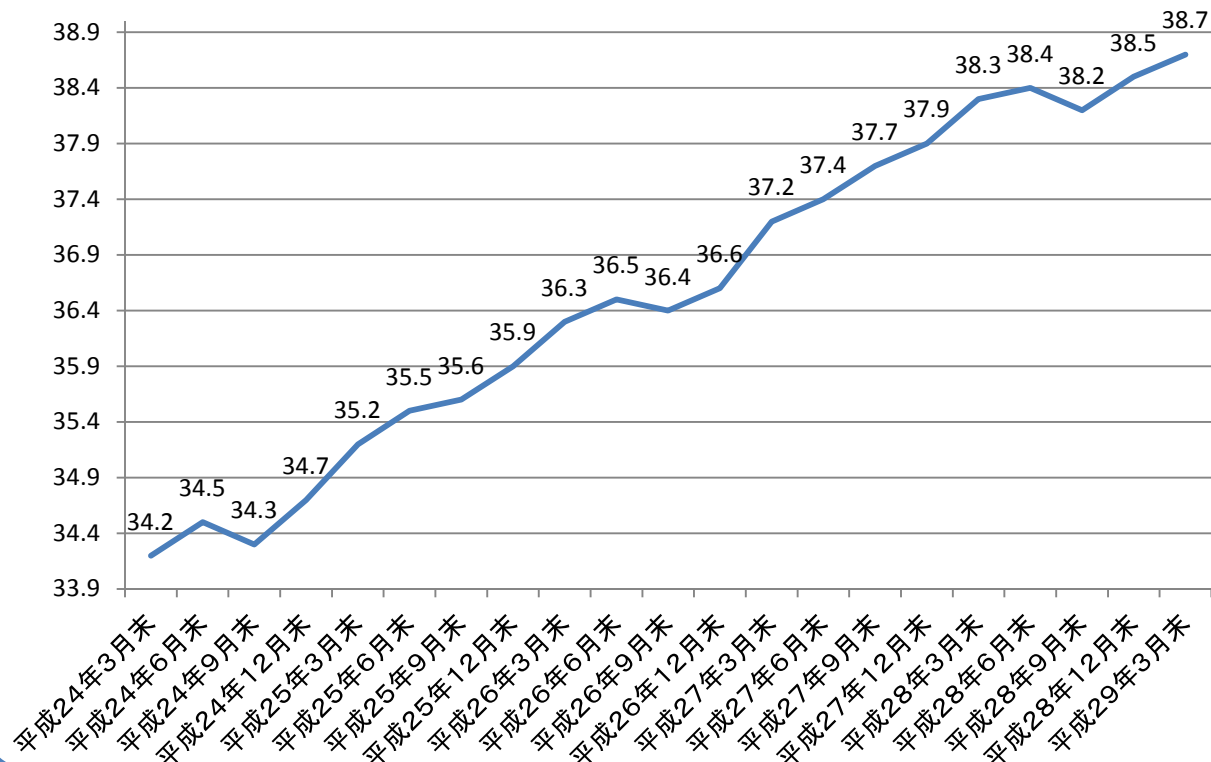
7. 点検連絡先 株式会社XYZ 0120-XX-XXXX

2

2. 本制度の現状

- メーカーの所有者情報の登録率は、平成29年3月末時点で**38.7%**となった。

所有者情報登録率（累計）



製品別登録率

【機器別】

○電気製品	39%	(10,178千台)
○ガス機器	45%	(5,889千台)
○石油機器	42%	(4,541千台)

品目別】

○ビルトイン式電気食器洗機	45%
○浴室用電気乾燥機	36%
○屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	50%
○屋内式ガス瞬間湯沸器（LPガス用）	37%
○屋内式ガスふろがま（都市ガス用）	59%
○屋内式ガスふろがま（LPガス用）	35%
○石油給湯機	46%
○石油ふろがま	40%
○密閉燃焼式石油温風暖房機	34%

※登録率 = 所有者情報累計件数 / 製造・輸入累計台数

3. 登録率向上に向けた最近の取組み（経済産業省）

ユーザーサイドへの働きかけ

【政府広報等の活用】

- 「霞が関からお知らせします 2017」「特定保守製品の所有者登録」

- －平成29年2月4日 20:54～20:59<5分>放送（BS日テレ）

- スポットCM “「特定保守製品の所有者登録」篇”

- －平成29年2月11日 20:59<30秒>放送、4月30日 21:59放送<30秒>（BS日テレ）

- 政府インターネットテレビ “「特定保守製品の所有者登録」篇”

- －平成29年2月3日より公開中 <https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14812.html>



3. 登録率向上に向けた最近の取組み（経済産業省〈続き〉）

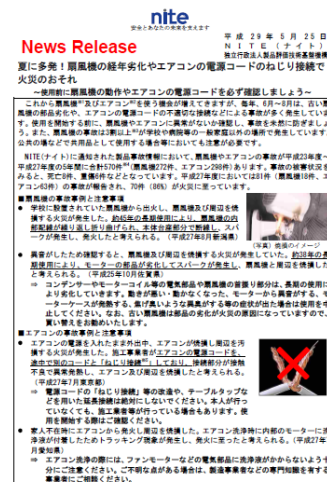
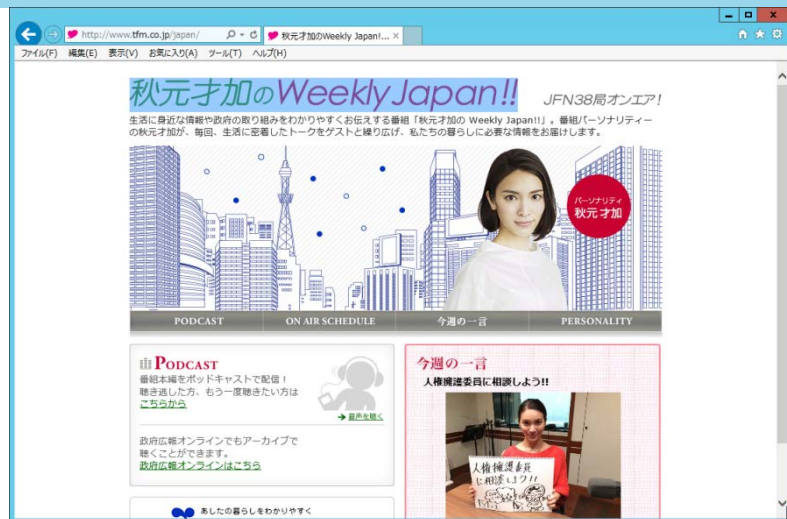
● F Mラジオ放送 「秋元才加のWeekly Japan!!」“今すぐ確認しよう！あなたの家の特定保守製品”

ー平成29年1月28日 11:00～11:25放送＜25分＞（TOKYO FMを始め全国38局。放送日時は放送局により異なる）

●音声CD「明日への声 Vol 53・トラック4（全12トラック）」“ガスふろがまや石油給湯器などの「特定保守製品」は所有者登録を行いましょう”

ー平成29年1月発行（全国の視覚障害者情報提供施設協会、日本盲人会連合、特別支援学校、都道府県立図書館、地方公共団体等、約3,000か所に配布）

●NITEプレス “石油ふろがまや屋内式ガスふろがま等の長期使用による火災にご注意を～「長期使用製品安全点検制度」による登録・点検をしましょう～” –平成28年10月27日

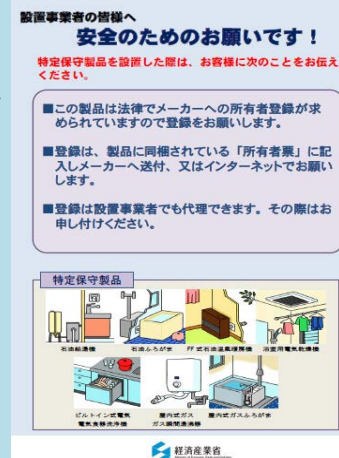


3. 登録率向上に向けた最近の取組み（経済産業省＜続き＞）

関連事業者サイドへの働きかけ

ユーザーに最も近く位置する設置作業員がユーザーに対し説明しやすくするための発言要領（チラシ）を関連事業者団体を通じ配布。一部の設置事業者からは、“説明しやすくなった”との反応あり。

- ・ 日本石油燃焼機器保守協会
- ・ 日本リフォーム産業協会
- ・ 全国中小建設工事業団体連合会
- ・ J B N
- ・ 全国建設労働組合総連合



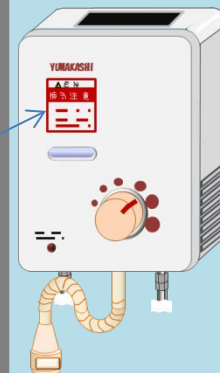
製造事業者サイドへの働きかけ

登録率の低い特定保守製品製造事業者に対し、具体的手法を提案（平成28年12月）

- ①ユーザー向けメッセージをシールにして製品に貼付、またはチラシにして段ボール箱に同梱（経済産業省の名称も掲載可能）。
- ②QRコードでユーザーが容易に登録できるシステムを導入する。
- ③設置事業者の協力を得やすくするため、関連事業者向けの発言要領（チラシ）を製品に同梱。
- ④ユーザーに対し所有者登録のメリット（延長保証等）を付与

- この製品は法律でメーカーへの所有者登録が求められていますので登録をお願いします。
- 登録は、製品に同梱されている「所有者票」に記入しメーカーへ送付、又はインターネットでお願いします。
- 登録は設置事業者でも代理できます。その際はお申し付けください。

〇〇株式会社
経済産業省



3. 最近の取組み②（製造事業者団体）

日本電機工業会（JEMA）

・製品所有者及び関係事業者向けに制度説明資料（周知用チラシ：浴室用電気乾燥機及びビルトイン式電気食器洗機）を工業会で作成し、各事業者にて印刷・配布。（約5万部）〔平成28年2月～〕

- 修理訪問時に業界統一チラシを配布
- 新商品内覧会、商談会、研修会での配布
- 製品へチラシ同梱（約1万部）

・2016年度に新たにJEMAウェブサイト『点検時期お知らせ機能』の周知用ページ掲載



日本ガス石油機器工業会（JGKA）

・ガス機器及び石油機器関係講習会を通じ、一般消費者に対し、制度周知及び所有者 情報の登録への協力（対ユーザー及び販売事業者）を依頼。（製品安全セミナー、石油セミナー、防災セミナー、国際福祉機器展等）

・石油機器整備事業者及び灯油配送事業者に対し、所有者登録への協力依頼。

・設計標準使用期間である10年を待たずに点検時期お知らせ機能が発報したユーザーからの問い合わせに対し、制度説明を行い、所有者情報の登録及び点検受諾を要請。

・関連ガス3団体（日本ガス協会、日本コミュニティガス協会、全国LPガス協会）及び ガス事業者連携による所有者票未登録者に対する登録推進（はがき付きチラシの配布。）



●製品安全セミナー



●国際福祉機器展

●事業者向け
代行記入促進チラシ



3. 最近の取組み③（製造事業者）

- 製造事業者の中には、新たな取り組み事例がみられる。例えばパロマは、平成28年9月に製品への点検を呼びかけるメッセージシールを貼付。未貼付のケースに比べ、所有者登録率が7ポイント程高くなった。

【事例】 製品への点検を呼びかけるメッセージシールの貼付



【参考】点検時期のお知らせ機能（表示例）

- 本制度によるはがきや電話等の通知に加え、特定保守製品にランプの点灯・点滅等により点検時期をお知らせする機能を内蔵し、二重の点検の促しを実施。

屋内式ガス瞬間湯沸器（100V
非搭載機器：電池搭載タイプ）



お知らせランプが点滅

屋内式ガスふろがま



ビルトイン式電気食器洗機



屋内式ガス瞬間湯沸器
（100V搭載機器：リモコンの表示例）



8 8 8 表示が点滅

特定製造事業者等におけるお知らせ 機能搭載率

（平成28年度出荷量に占める割合）

○屋内式ガス瞬間湯沸器	9 8 %
○屋内式ガスふろがま	9 5 %
○石油給湯機	8 7 %
○石油ふろがま	9 4 %
○密閉燃烧式石油温風暖房機	1 0 0 %
○ビルトイン式電気食器洗機	9 8 %
○浴室用電気乾燥機	7 1 %